

2010年度後期 松岡ゼミ vs 潮見ゼミ 対抗討論会問題

2010年10月29日

X (45歳主婦)は、ある朝、いつも良く買い物をしているスーパーYの肉屋の広告を目にした。そこには、「近江牛 (個体識別番号特定) を超特価で!! 100グラムずつ小分けにした10パック1キロセット (冷凍) を特価1万円 (当店平常価格、100gあたり2000円の相当の高級品の半額!)、先着20名様限り」とあった。Xは、家族の記念日用にするため、Yの開店前に30分並んで、1キロセットを購入した。肉はすでに10パックを1セットに包装されており、「近江牛 (個体識別番号《略》) 冷凍 100g×10パック 特価品1万円 (100gあたり1000円)」と記載された値札シールが貼られていた。Xは、同日、4パックを夕食に使用し、家族には美味しいと評判であった。Xは残り6パックは冷凍庫に保存した。

翌日の新聞に、Yに肉を卸しているA社に産地偽装疑惑があるとの報道があり、小売店が偽装につきまತ್ತく知らずに多数の顧客に産地表示の誤った肉を販売したらしいとの記事が掲載された。

XがYに問い合わせると、Yからは、①Aから納入されて特価品として販売された牛肉は表示通りの個体識別番号の牛の肉で、等級や部位は広告の品と同等であったが、その牛は近江牛ではなく、ブランド名で呼ばれることがない別の産地の国産牛 (当店平常価格、100gあたり1300円相当) であったこと、②購入した客には、レシートか残りの原物を提示してもらえれば、残った肉と交換で相当金額を返金し、すでに消費した分については100gあたり400円の割合での差額を支払うこと、③ご迷惑をおかけしたことから商品券1000円分を進呈することになっていること、の説明があった。

Xは、購入した肉の質自体は気に入ったので、1キロ全体について、4000円の差額の支払いを受けようと思った。ところがXがYに肉を持参する前に残りの肉を量てみると、100gのパックのはずが、平均して約90gしかなく、量的にも表示と異なることがわかった。

この場合、XはYに対して、どのような法的な根拠によって、いくら請求することができるだろうか。商品券についてはどうなるかも併せて検討しなさい。